

◎新潟県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17号の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年11月29日

新潟県三条地域振興局長

1 就 任

理事 三条市下大浦1125番地2 横山 正志

就任年月日 令和元年11月12日

2 退 任

理事 三条市下大浦1177番地 小浦方 功

退任年月日 令和元年8月31日